

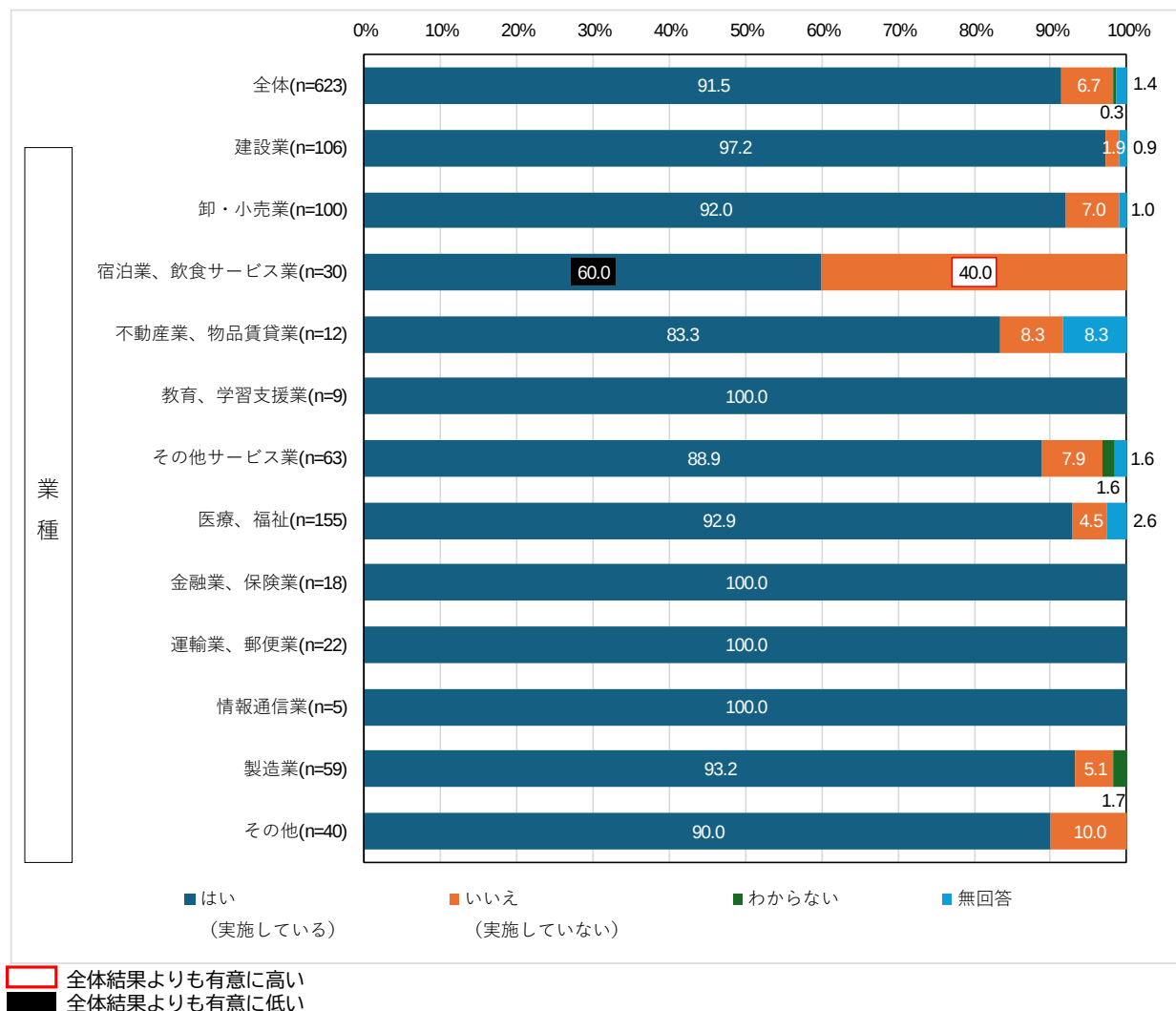
2. 健康診断の実施状況や健康診断後のフォロー実施状況

(1) 一般健康診断の実施状況

問 8.貴事業所では従業員に毎年、健康診断を実施していますか。(回答は1つ)
労働安全衛生法に基づく一般健康診断のことを言います。

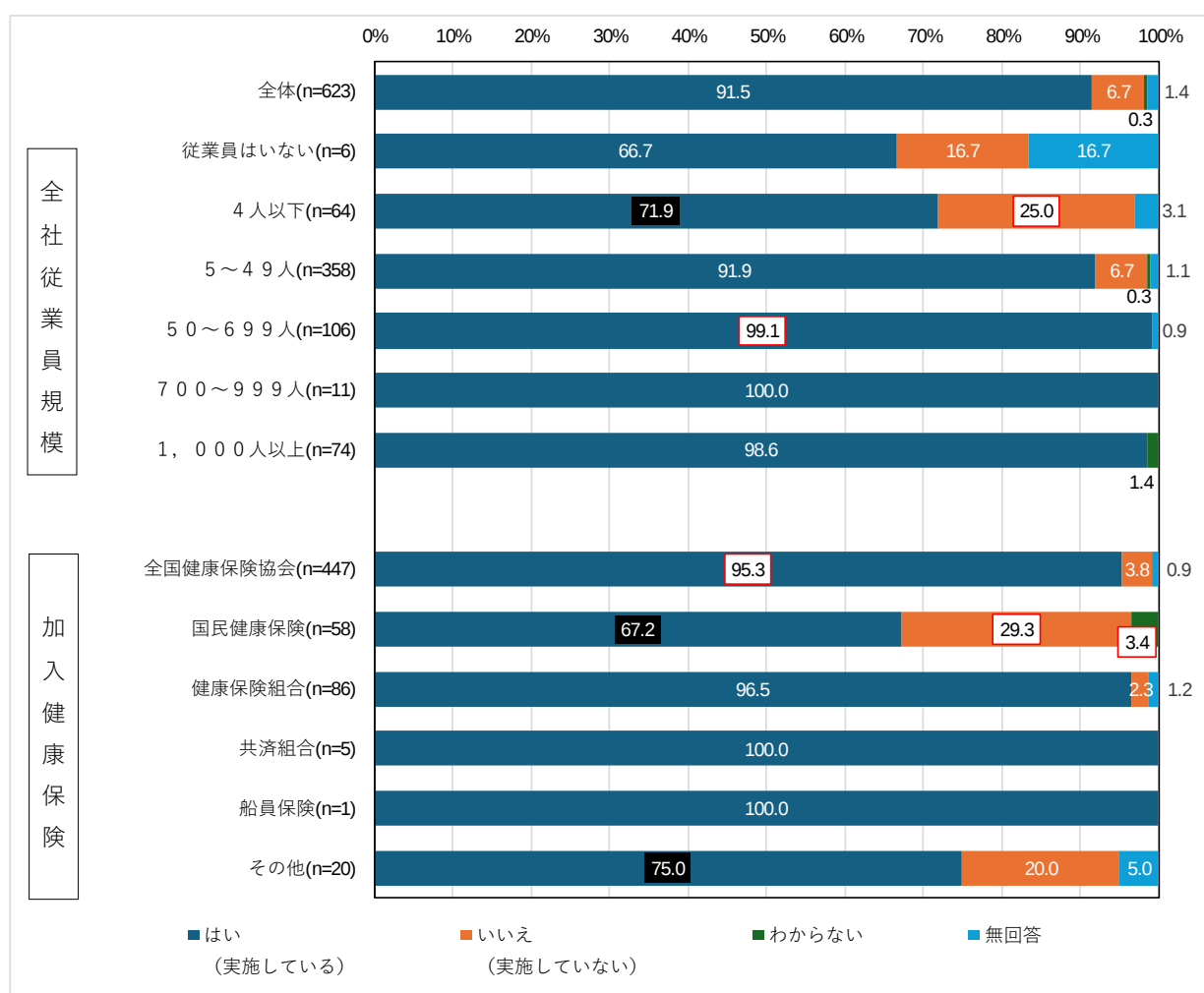
一般健康診断を実施している事業所は全体で 91.5%、実施していない事業所は 6.7%、実施がわからない事業所は 0.3%である。

業種別にみると、ほとんどの業種で実施割合が 80%以上を占めている中で、宿泊業、飲食サービス業は 60.0%と、全体結果と比べて有意に低く、未実施割合が 40.0%と有意に高い。



全社従業員規模別にみると、従業員数が少ないほど実施割合が低く、4 人以下の事業所では 71.9%と全体結果に比べて有意に低く、未実施割合が 25.0%と有意に高い。一方、50～699 人の事業所は実施割合が 99.1%と全体結果に比べて有意に高い。

加入している健康保険の種類別にみると、全国健康保険協会に加入している事業所の実施割合は 95.3%と全体結果に比べて有意に高く、国民健康保険やその他の保険に加入している事業所の実施割合は、それぞれ 67.2%、75.0%と全体結果に比べて有意に低い。国民健康保険に加入している事業所は未実施割合（29.3%）と不明の割合（3.4%）も全体結果に比べて有意に高い。

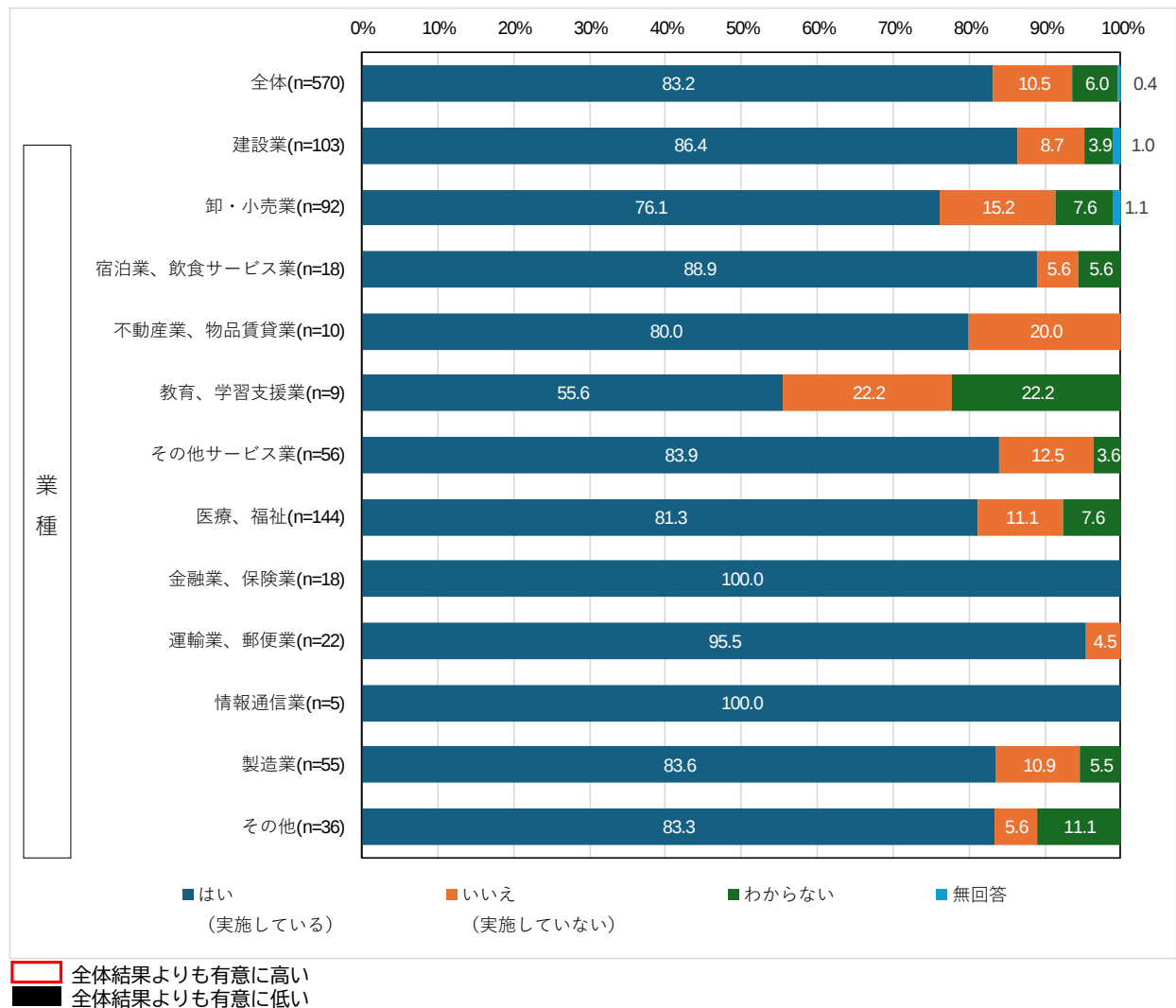


[Red Box] 全体結果よりも有意に高い
 [Black Box] 全体結果よりも有意に低い

（２）健診結果が再検査・要精密検査の場合の従業員に対する受診勧奨

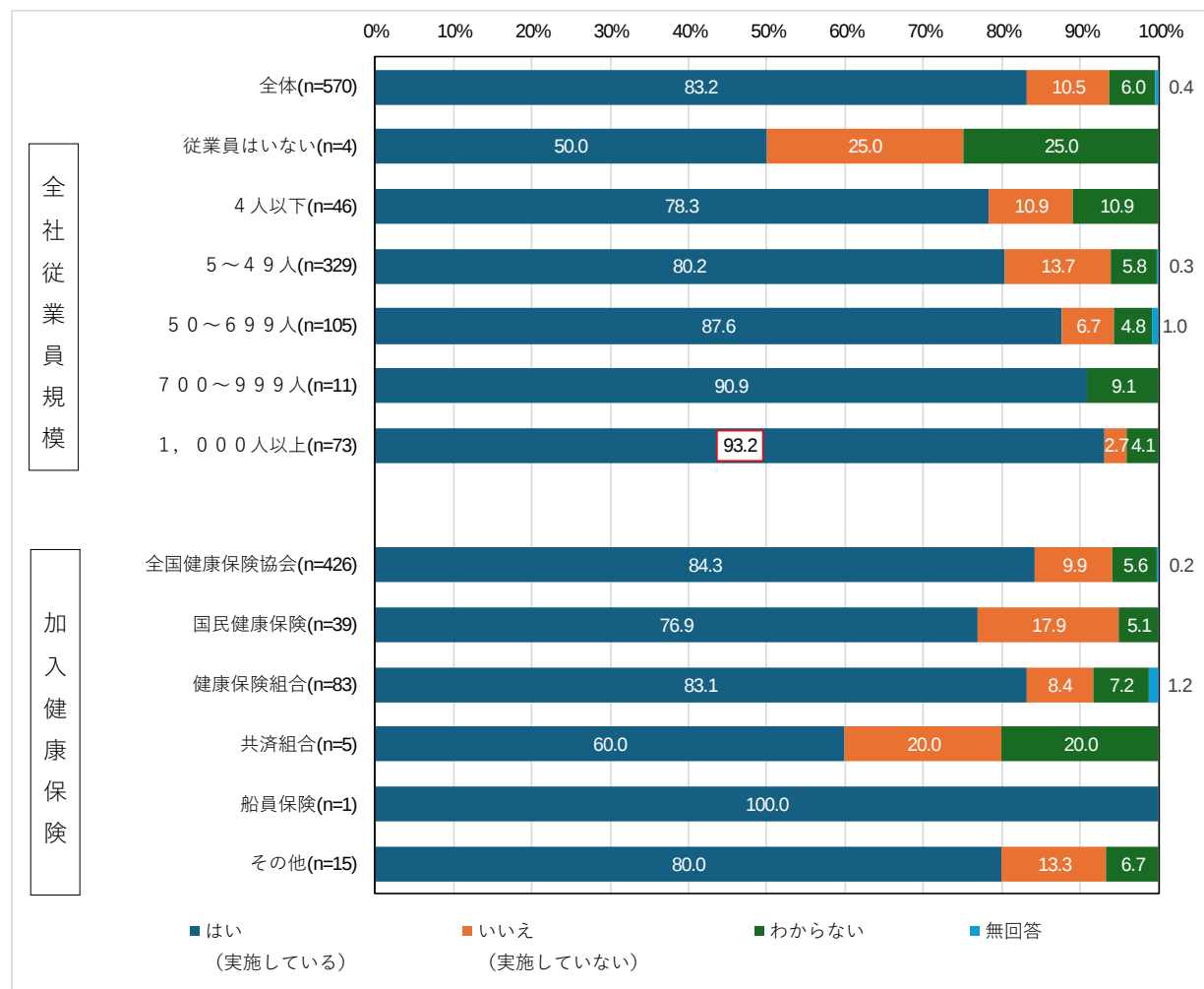
問 9.貴事業所では健康診断の結果が再検査・要精密検査が必要だった従業員に対して受診勧奨の取組みを行っていますか。(回答は1つ)

健康診断の結果で再検査・要精密検査が必要だった従業員に対する受診勧奨を実施している事業所は全体で 83.2%、実施していない事業所は 10.5%、実施がわからない事業所は 6.0%である。



全社従業員規模別にみると、従業員数が1,000人以上の事業所の実施割合は93.2%と全体結果に比べて有意に高い。

加入している健康保険の種類別にみると、いずれの保険に加入している事業所においても全体結果に比べて有意な差は見られない。



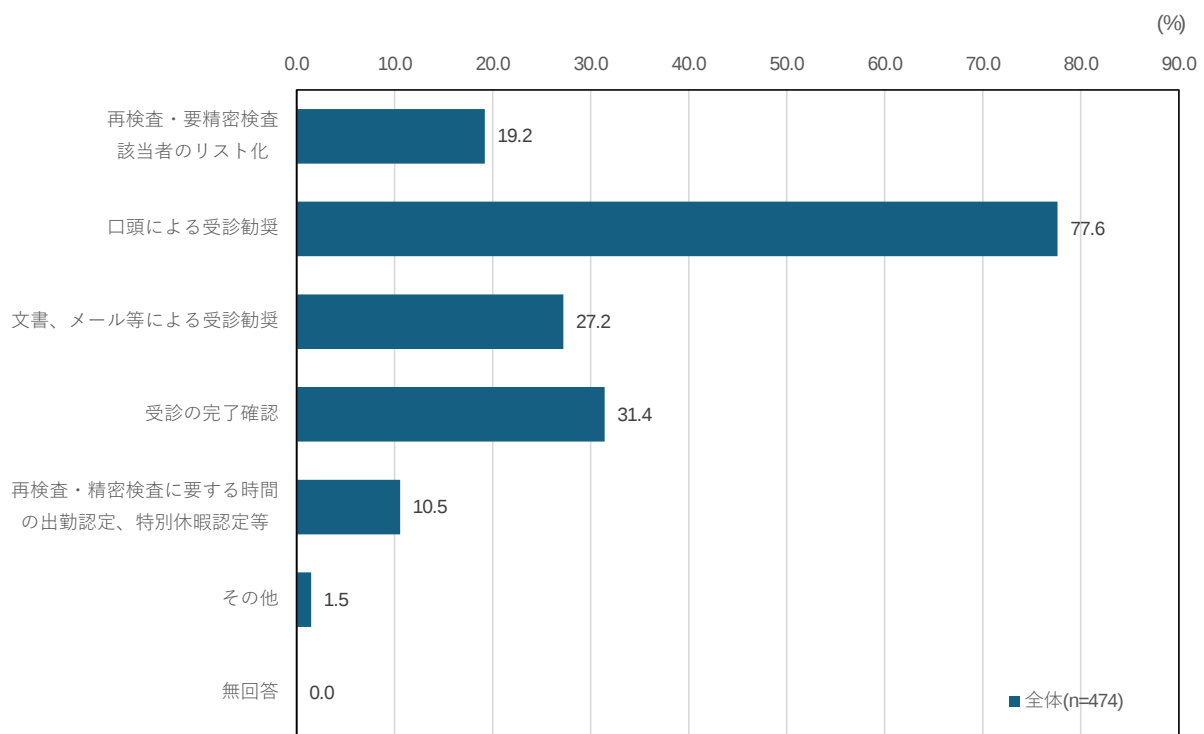
93.2 全体結果よりも有意に高い
 全体結果よりも有意に低い

(3) 健診結果が再検査・要精密検査の場合の受診勧奨の取り組み内容

「問 9 で「1.はい」とお答えの方におたずねします」

問 9—1. 貴事業所では健康診断の結果が再検査・要精密検査が必要だった従業員に対して、どのような受診勧奨の取組みを行っていますか。(回答はいくつでも)

健康診断を実施している事業所に対して、健康診断の結果が再検査・要精密検査が必要だった従業員に対して、どのような受診勧奨を行っているかをたずねたところ、「口頭による受診勧奨」が 77.6%で最多、次に「受診の完了確認」が 31.4%、「文書、メール等による受診勧奨」が 27.2%、「再検査・要精密検査該当者のリスト化」が 19.2%、「再検査・要精密検査に要する時間の出勤認定、特別休暇認定等」が 10.5%となっている。「その他」の意見として「産業医による面談と受診勧奨」「再検査費用補助あり」「健保組合からお知らせが届く」があげられている。

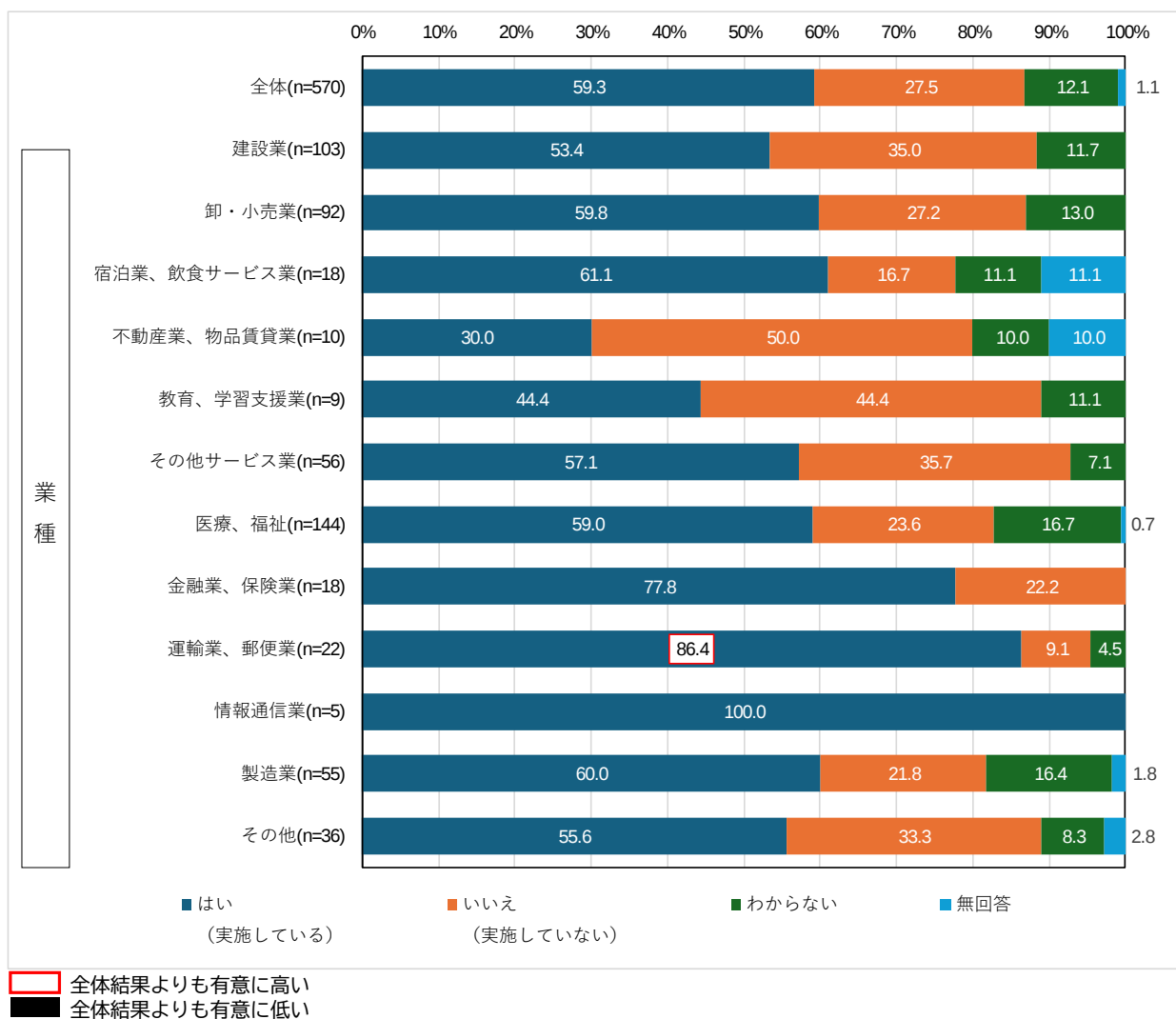


(4) 保健指導が必要な従業員に対する取組み状況

問 10.貴事業所では健康診断の結果、保健指導が必要な従業員に指導を受けるよう勧める取組みを行っていますか。(回答は1つ)

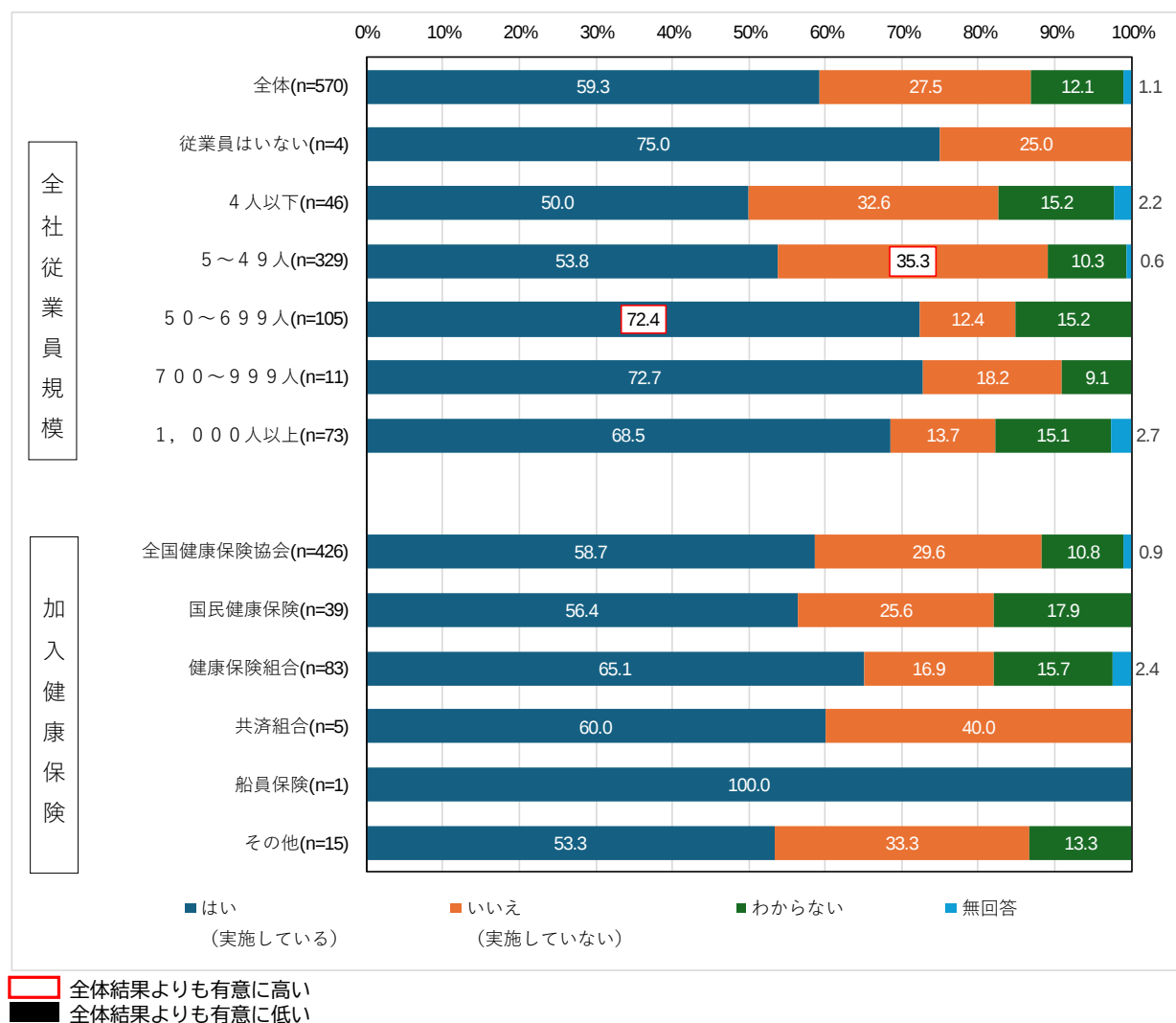
健康診断の結果、保健指導が必要な従業員に指導を受けるように勧める取組みを実施している事業所は全体で 59.3%、実施していない事業所は 27.5%、実施がわからない事業所は 12.1% である。

業種別にみると、運輸業、郵便業では実施割合が 86.4%で全体結果に比べて有意に高い。



全社従業員規模別にみると、従業員数が 50～699 人の事業所の実施割合は 72.4%と全体結果に比べて有意に高く、5～49 人の事業所の未実施割合は 35.3%と全体結果に比べて有意に高い。

加入している健康保険の種類別にみると、いずれの保険に加入している事業所においても全体結果に比べて有意な差は見られない。

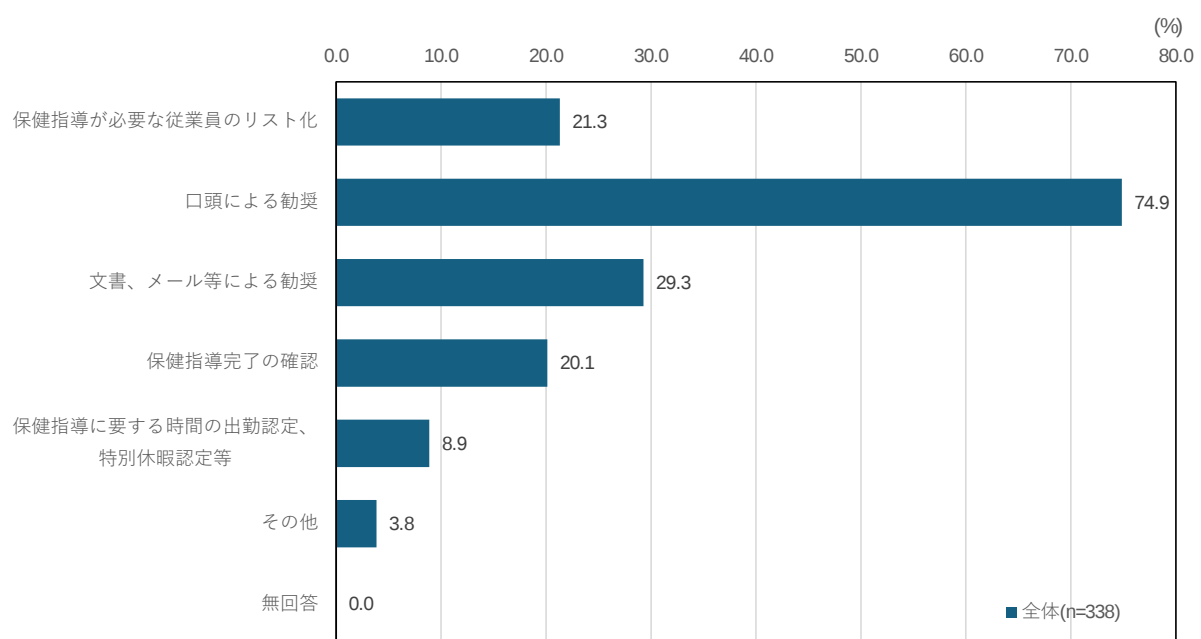


(5) 保健指導が必要な従業員に対する取り組み内容

「問 10 で「1.はい」とお答えの方におたずねします」

問 10—1. 貴事業所では健康診断の結果、保健指導が必要な従業員に保健指導を受けるよう勧めるため、どのような取り組みを行っていますか。(回答はいくつでも)

健康診断の結果、保健指導が必要な従業員に指導を受けるように勧める取り組みを実施していると回答した事業所に対して、どのような取り組みを実施しているかをたずねたところ、「口頭による勧奨」が 74.9%で最多、次に「文書、メール等による受診勧奨」が 29.3%、「保健指導が必要な従業員のリスト化」が 21.3%、「保健指導完了の確認」が 20.1%、「保健指導に要する時間の出勤認定、特別休暇認定等」が 8.9%となっている。



「その他」の回答

- ・ 産業医からの勧奨
- ・ 結果により、指導を必ず受ける
- ・ 健康診断当日の保健指導面談実施
- ・ 保健師が職場を訪れて保健指導を行う
- ・ ジムへの法人契約
- ・ 本人に病院受診を勧めている

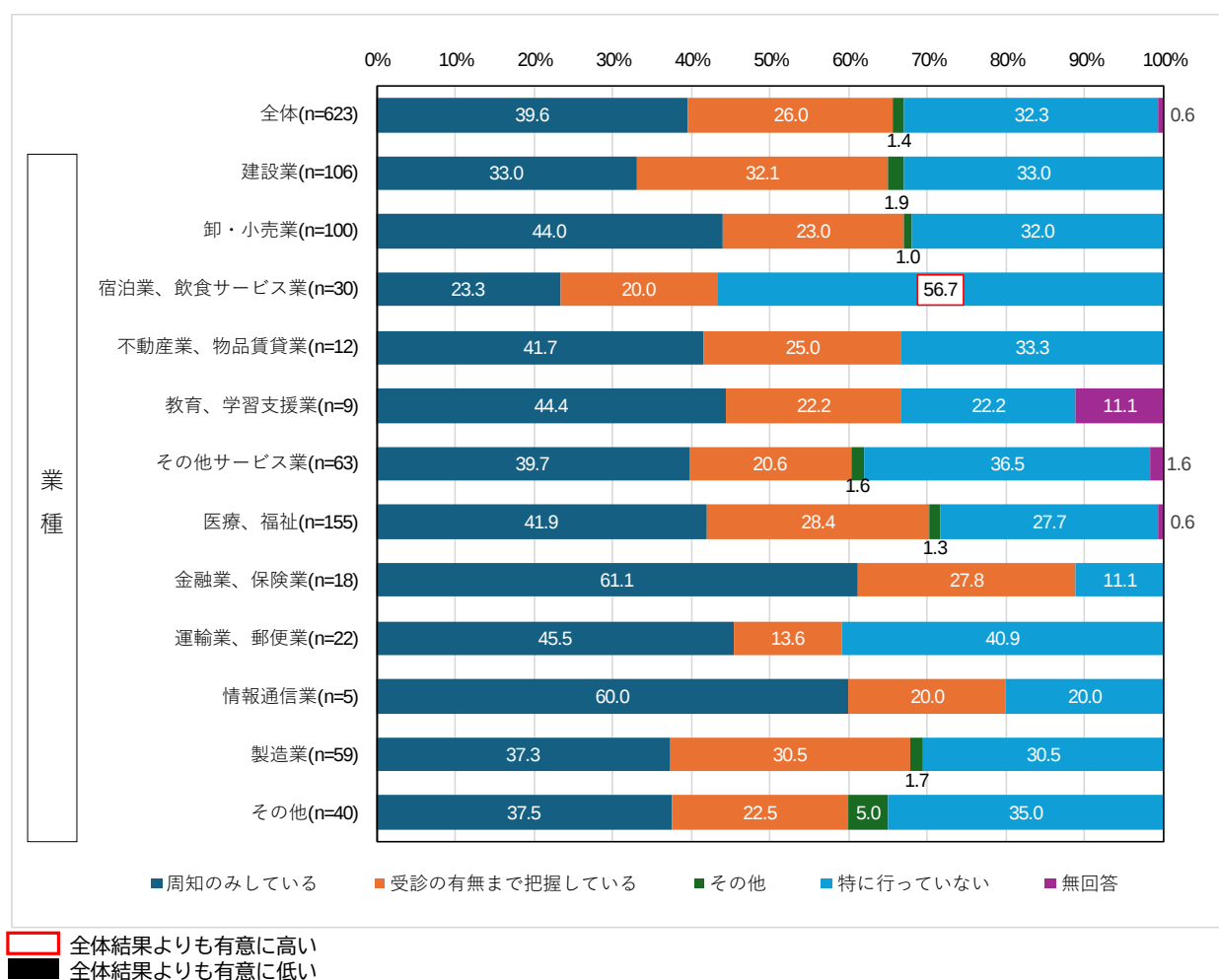
（６）がん検診等オプション検査への対応

問 11.貴事業所では従業員に対するがん検診等オプション検査※について、どのように対応していますか。(回答は1つ)

※大腸・胃・肺・乳・子宮（子宮頸）がん検診・骨粗しょう症検診など、法定健康診断で定められている項目以外の検診。

従業員に対するがん検診等オプション検査への対応について、周知のみしている事業所は全体で 39.6%、受診の有無まで把握している事業所が 26.0%、特に行っていない事業所が 32.3%、その他の事業所が 1.4%である。

業種別にみると、宿泊業、飲食サービス業では特に行っていない割合が 56.7%と全体結果に比べて有意に高い。



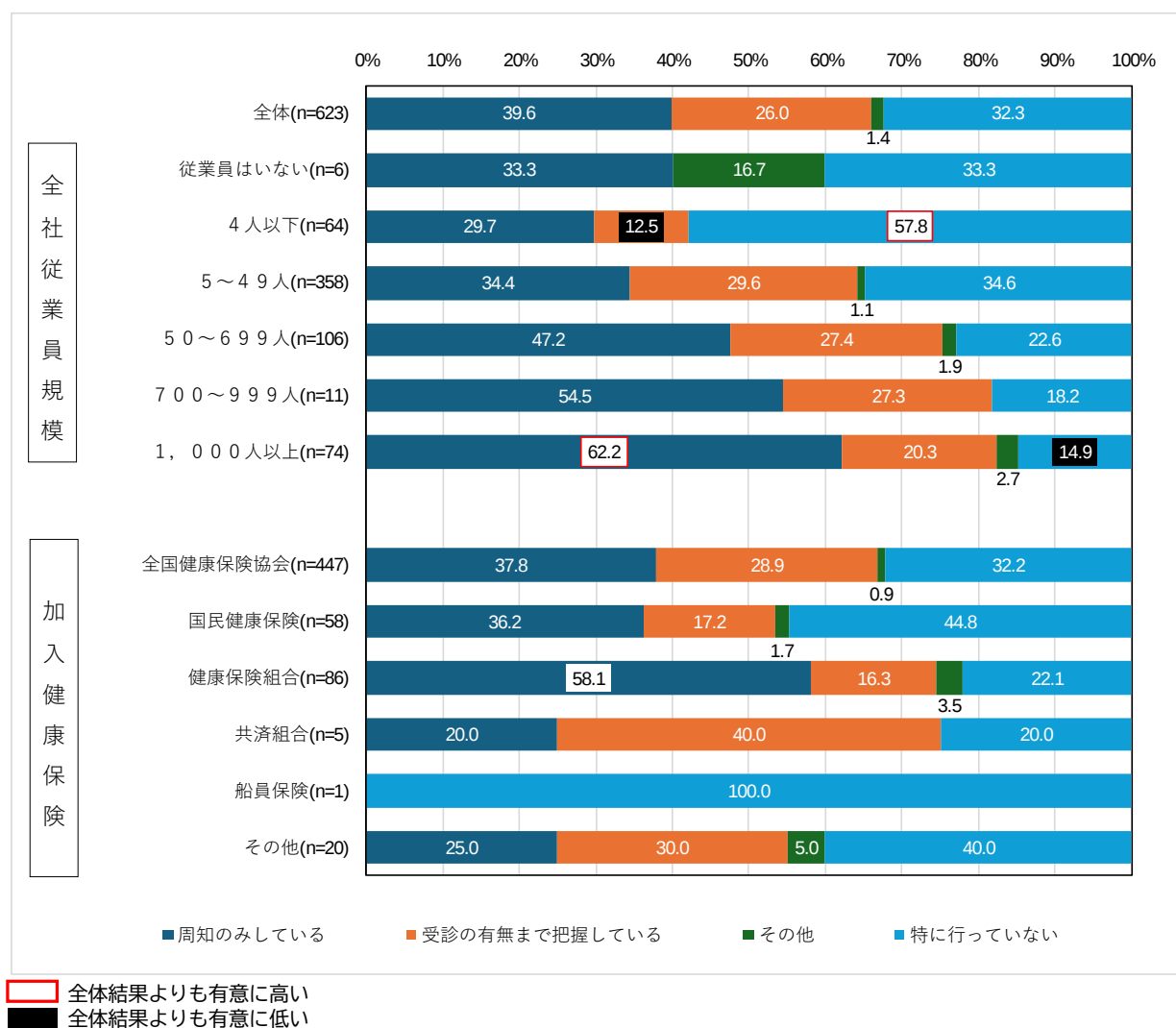
「その他」の回答

- ・案内及び申請とりまとめ、現金回収しまとめ払い
- ・人間ドック受診の推奨
- ・腹部エコーまで健診時実施
- ・定期健診と同時受診可として案内している
- ・40歳以上の従業員1年に1名だがPET受診している。
- ・40歳以上は全員、40歳以下は希望者に実施している。
- ・乳・子宮のみ把握

全社従業員規模別にみると、従業員数が 4 人以下の事業所では特に行っていない割合が 57.8%と全体結果に比べて有意に高い。

1,000 人以上の事業所では周知のみしている割合が 62.2%と全体結果に比べて有意に高い。

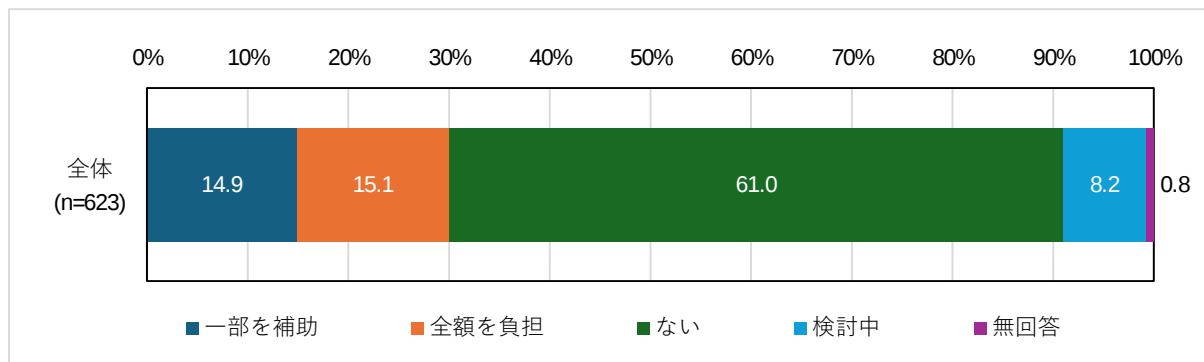
加入している健康保険の種類別にみると、健康保険組合に加入している事業所は周知のみしている割合が 58.1%と全体結果に比べて有意に高い。



(7) オプション検査費用の独自負担制度の有無

問 12.貴事業所では従業員に対するがん健診等オプション検査について、検査費用を事業所が独自に負担する制度はありますか。(回答は1つ)
加入する健康保険の補助制度を含まずにお答えください。

従業員に対するがん健診等オプション検査の費用を独自に負担する制度について、一部を補助している事業所は全体で 14.9%、全額を負担している事業所が 15.1%、特に行っていない事業所が 61.0%、検討中の事業所が 8.2%である。

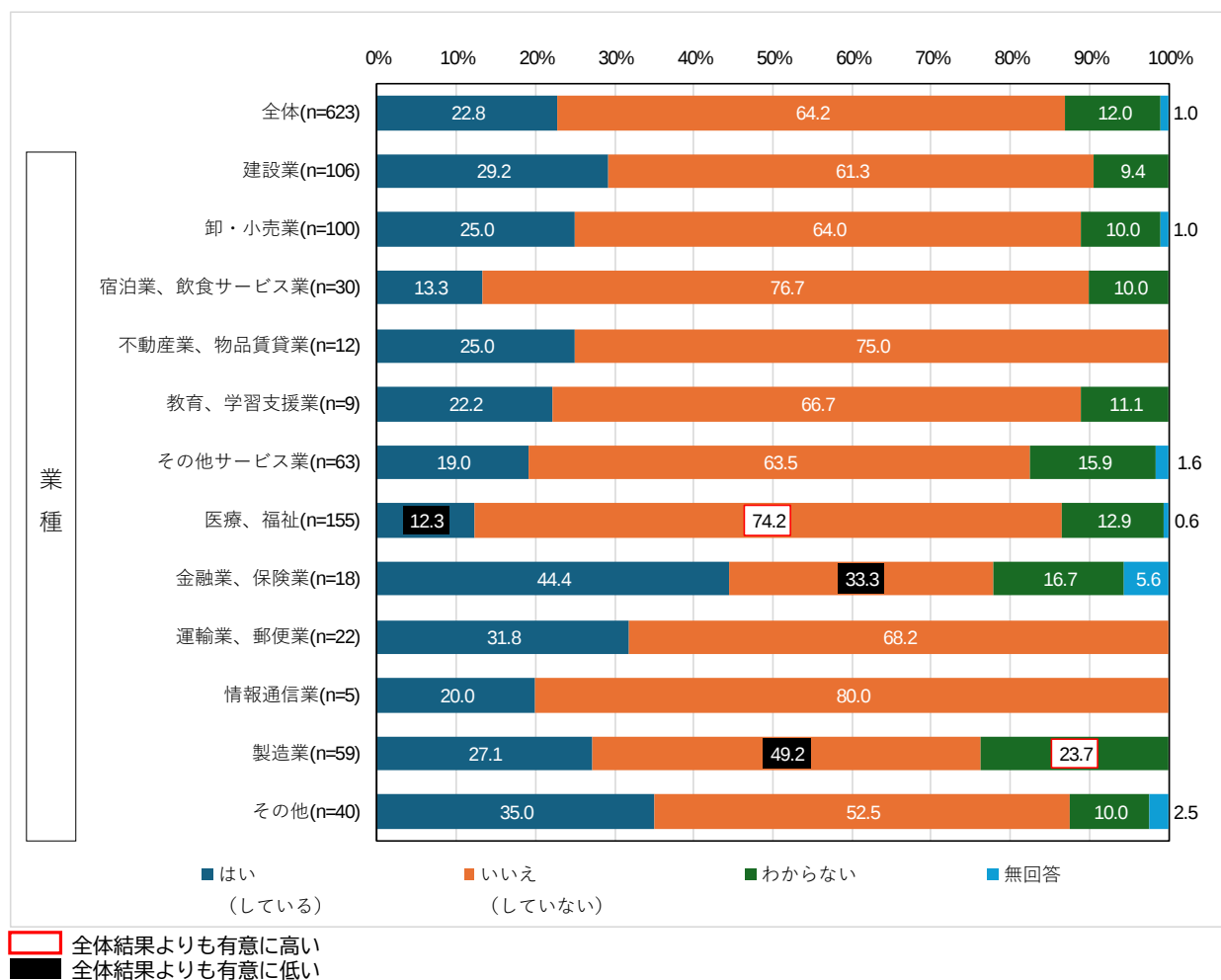


（８）従業員の被扶養者に対する健康診断の周知状況

問 13.貴事業所では従業員の被扶養者に、健康診断について周知を行っていますか。
(回答は1つ)

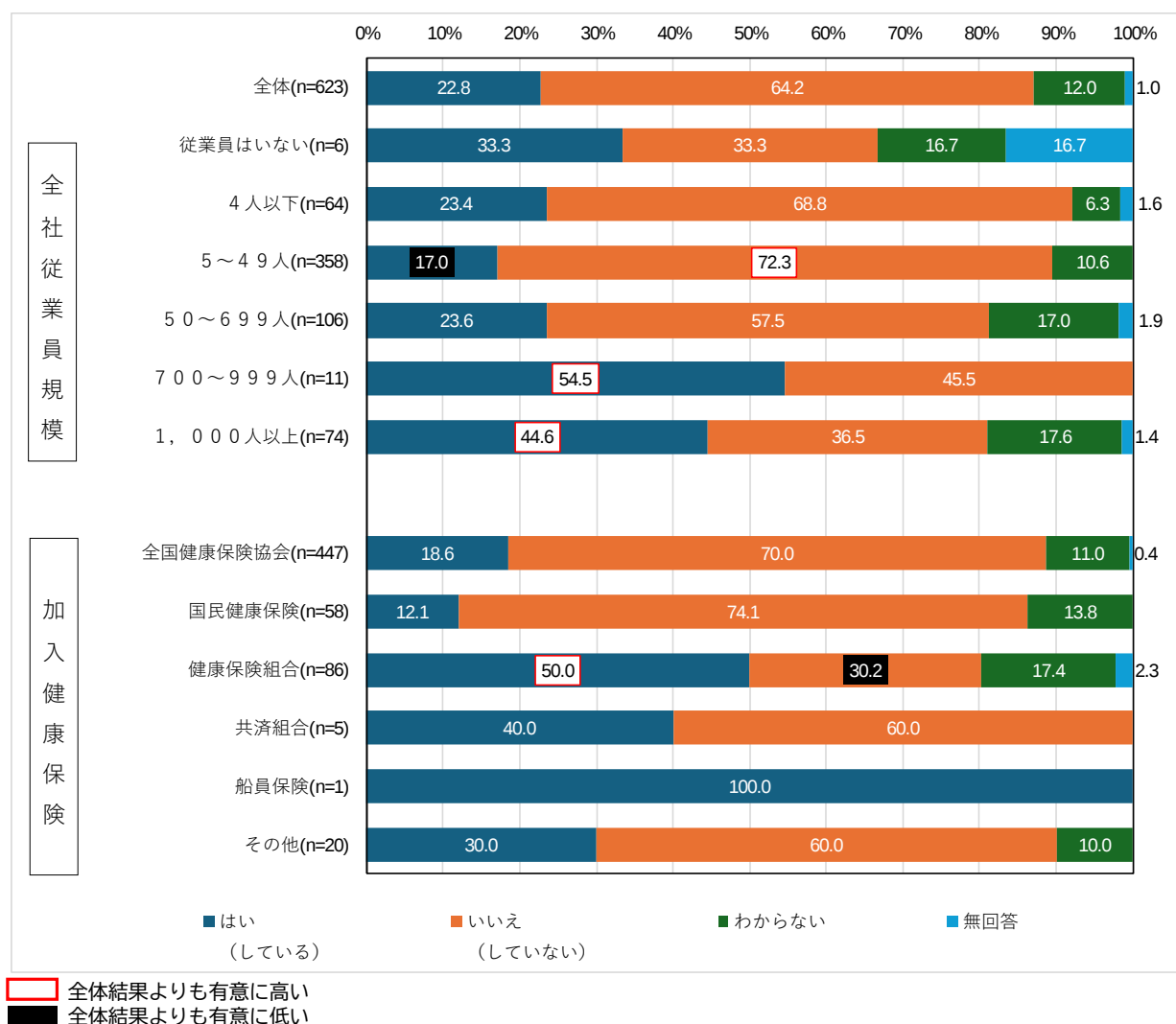
従業員の被扶養者に対する健康診断の周知を行っている事業所は全体で 22.8%、行っていない事業所は 64.2%、わからないと回答した事業所は 12.0%である。

業種別にみると、医療、福祉では周知を行っている割合が 12.3%と全体結果に比べて有意に低く、周知を行っていない割合が 74.2%と全体結果に比べて有意に高い。金融業、保険業や製造業では周知を行っていない割合がそれぞれ 33.3%、49.2%と全体結果に比べて有意に低く、製造業ではわからないと回答した割合も 23.7%と全体結果に比べて有意に高い。



全社従業員規模別にみると、5～49人の事業所では周知を行っている割合が17.0%で全体結果に比べて有意に低く、周知を行っていない割合が72.3%と全体結果に比べて有意に高い。

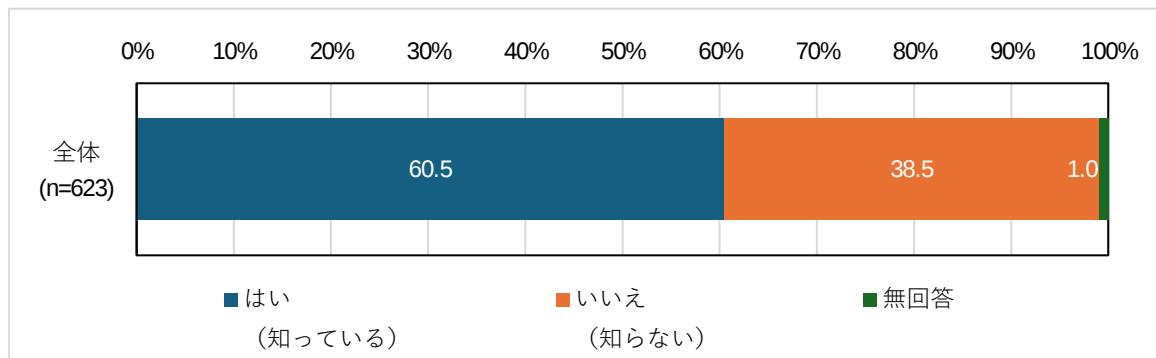
加入している健康保険の種類別にみると、健康保険組合に加入している事業所では周知を行っている割合が50.0%と全体結果に比べて有意に高く、周知を行っていない割合は30.2%と有意に低い。



(9) 加入保険で実施していない検診の自治体で受診できるサービスの認知度

問 14. 加入している保険で実施していない種類の検診(がん検診等)を自治体で受けられるサービスがあることを知っていますか。(回答は1つ)

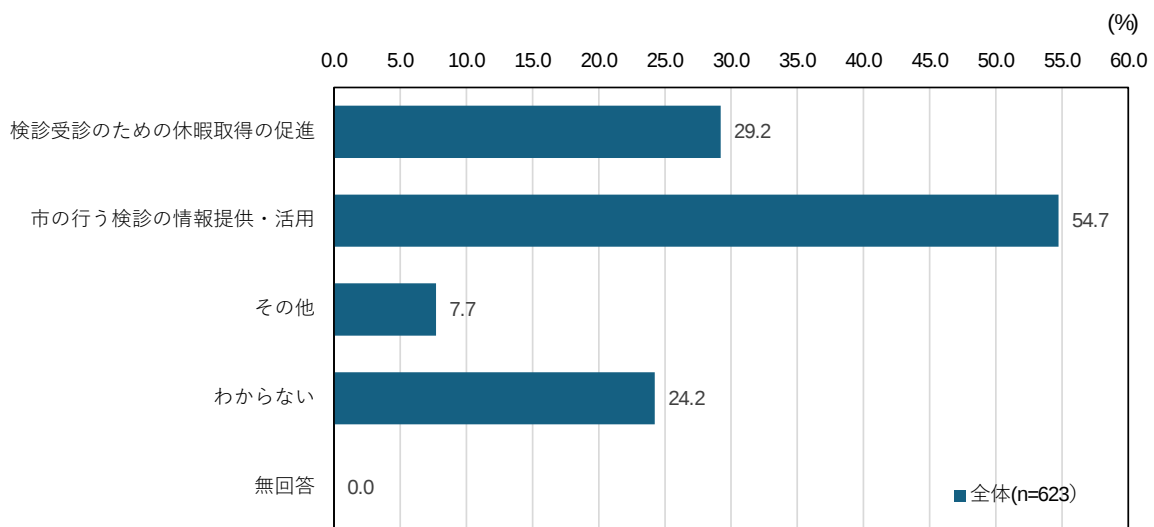
加入している保険で実施していない種類のがん検診等を自治体で受けられるサービスがあることについて知っている事業所は 60.5%、知らない事業所が 38.5%となっている。



(10) 従業員のオプション検査の受診率向上のために必要なこと

問 15.貴事業所では従業員のオプション検査の受診率向上のために何が必要だと考えますか。
(回答はいくつでも)

従業員のオプション検査の受診率向上のために必要なことをたずねたところ、「市の行う検診の情報提供・活用」が 54.7%で最多、次に「検診受診のための休暇取得の促進」が 29.2%、「わからない」が 24.2%となっている。



「その他」の回答

- ・会社による費用の負担（実質負担なし）
- ・費用の助成、補助金
- ・対象年齢であることの周知
- ・ヘルスリテラシーの向上（成人病に関する教育）、本人の意識の向上
- ・会社が責極的に用意する
- ・オプション検査費用に関する会社補助制度の周知徹底
- ・費用の補助、定期健康診断と一緒に受けられるなどの受けやすさの向上
- ・勤務内で検診、業務中でも中抜けできる体制づくり
- ・自治体による検診受診の奨励
- ・簡易検査キットの提供
- ・検診の無料化
- ・かかる費用を受けやすい金額に設定